

## 第 7 回 定 例 教 育 委 員 会 会 議 録

1. 招集日時 令和4年7月5日(火)午後4時30分
2. 招集場所 七飯町文化センター201会議室
3. 出席者 委 員 山 川 俊 郎  
委 員 加 屋 本 旬  
委 員 菅 沼 由 美  
委 員 信 夫 恵美子
4. 事務局 教 育 長 與 田 敏 樹  
教育総務課長 倍 楼 司  
学校教育課長 柴 田 憲  
学校給食センター長 福 永 崇 弘  
生涯教育課長 竹 内 圭 介  
スポーツ振興課長 高 橋 雅 貴  
教育総務課庶務係長 三 浦 啓 輔  
教育総務課庶務係 大 竹 亮 司
5. 教育長の報告 報告第 1号 教育行政動向報告(6月7日~7月5日分)について  
報告第 2号 教育委員会事務局職員の人事異動について
6. 附議事件 議案第28号 七飯町行政組織機構の見直しに伴う関係規則の整備に関する  
規則の改正に係る専決処理について  
議案第29号 七飯町行政組織機構の見直しに伴う関係訓令の整備に関する  
訓令の改正に係る専決処理について  
議案第30号 七飯町学校給食センター運営委員会委員の委嘱に係る専決処  
理について
7. その他 ・渡島中体連各種大会の結果について  
・いじめ防止標語入選作品について
8. 承認事項 報告・議案は原案通り承認された。
9. 傍聴人等 なし
10. 閉 会 午後4時55分
11. 会議の概要 会議の概要は別紙のとおりである。
12. 署 名 教育長 與田 敏樹  
委 員 加屋本 旬  
調整者 三浦 啓輔

別紙

與田教育長 : 傍聴無しなので、時間前ですけれども、皆さんお揃いになっていますので、始めてもよろしいですか。

全員 : はい。

與田教育長 : ありがとうございます。  
では、ただいまから、令和4年第7回定例七飯町教育委員会議を開催いたします。  
本日の会議録署名委員は、加屋本委員にお願いをいたします。よろしく願いいたします。  
では、まず、次第に沿いまして、教育長の報告。  
報告第1号、教育行政動向報告（6月7日から7月5日分）まで、本日配布をしました内容に基づいて御報告を申し上げます。  
まず、6月7日、定例教育委員会議を開催いたしました。附議事件として2件、原案のとおり承認をいただいております。  
6月10日、定例校長会議を開催して、五つの事項について情報提供を行っております。  
6月13日から21日まで、定例会を開催しております。  
17日金曜日、定例教頭・主幹教諭会議を開催して、校長会と同様の案件について情報提供をしております。  
17日から26日まで、スターホールとギャラリーで、「ファミリー絵画展」を開催しております。  
20日月曜日、高齢者叙勲の伝達式を行っております。元藤城小学校長の若山昭久氏が瑞宝双光章を授与されたことから、私が自宅にお邪魔をして伝達式を行っております。  
続きまして、22日水曜日、新日本婦人の会との意見交換会を行っております。  
29日、給食試食会を開催しております。渡島教育局から柴田局長ほか2名の方をお招きして、この日は鹿肉を使ったジビエのハンバーグでございました。非常においしくいただきました。  
それから30日、義務教育指導監学校経営指導を行うということで、大沼岳陽学校を訪問しております。1日には峠下小学校も訪問しております。  
それから7月1日、後ほど御紹介をいたしますが、職員の人事異動に伴う辞令交付を行っております。それから、お気づきになった方もいらっしゃると思いますが、七飯町建設協会からサルビアを御寄贈いただきました。上のほうの玄関に50個置いております。それから、その日の夕方ですけれども、エスイーシー主催で札幌交響楽団のコンサートを函館市民会館で行っておりますが、ここに七飯町内の吹奏楽部の生徒68名が招待をいただいております。  
それから4日から12日、現在やっておりますが、令和5年度当初人事に係るヒアリングを行っております。あと、本日この場所で今年度の「少年の主張」表彰式を行っております。優秀賞、要するに第2位です。岳陽学校の生徒1名と大中山中学校の生徒1名、渡島総合振興局から部長が来られまして、直接お二人に表彰状を授与しております。  
以上、本日までの教育行政動向報告について、御説明をさせていただきました。質問、御意見等があれば賜りたいと思いますが、いかがでしょうか。  
加屋本委員。

- 加屋本委員 : 6月17日から26日の令和4年度のファミリー絵画展について、今年見たらとても見やすいという、表示みたいなのをつけてあり、どこにどの学年があるかというのがとても分かりやすかったのです。楽しく見させていただきました。担当者には御苦労さまとお伝えください。
- 與田教育長 : ありがとうございます。どうですか、生涯教育課長。
- 生涯教育課長 : 札の設置は昨年度から実施しております。今回は学年ごとでちょうど切りよく貼ることができたので、大分見やすくなっております。
- 與田教育長 : では、ほかに何かございますか。よろしいですか。
- 全員 : はい。
- 與田教育長 : ありがとうございます。  
では、報告第1号、教育行政動向報告についてを報告済みとさせていただきます。  
報告第2号教育委員会の事務局職員の人事異動について、事務局よりお願いいたします。
- 教育総務課長 : 報告第2号でございます。教育委員会事務局職員の人事異動について、ご覧のとおりとなっております。  
説明は、以上でございます。
- 與田教育長 : ということで、7月1日付で人事異動をさせていただきました。新しい教育委員会で、管理職になった職員、あるいは課の名前が変わった職員については全て参加をしております。  
では、以上で、報告第2号については報告済みとさせていただきます。  
続きまして、附議事件に入ります。  
議案第28号、七飯町行政組織機構の見直しに伴う関係規則の整備に関する規則の改正に係る専決処理について、事務局にお願いいたします。
- 教育総務課長 : 議案4ページになります。  
議案第28号、七飯町行政組織機構の見直しに伴う関係規則の整備に関する規則の改正に係る専決処理について、御説明を申し上げます。  
下記のとおり、七飯町行政組織機構の見直しに伴う関係規則の整備に関する規則の改正を教育委員会の職務権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則第2条第2項の規定により専決処理いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。  
それでは、議案関係資料、資料1の規則の改正の概要を御覧いただきたいと思います。  
1の改正理由でございます。  
七飯町行政組織機構の見直しに伴い、部長職及び次長職の廃止、課・係の新設等、教育委員会部局に関する関係規則について内容の一部を改正する必要があることから、下記の規則について一部改正を行うものでございます。  
2の改正内容でございます。  
改正する規則として、(1)七飯町教育委員会事務局組織規則。  
(2)七飯町教育行政に関する相談に関する事務を行う職員を指定する規則。  
(3)七飯町教育支援委員会設置規則の3規則でございます。いずれも次長職の廃止、教育監の今後の設置に対応、学校教育課の分課及び学校教育係の分係による関係規則の一部改正でございます。  
また、これらの規則の規定の整備に併せて、所要の文言の整理を行うものでございます。  
3、施行期日でございます。  
この規則は、令和4年7月1日から施行するものでございます。

次のページからは、改正後の規則、新旧対照表をそれぞれ添付してごさいますので、御一読を願いたいと思います。

以上で、説明は終わります。よろしく御審議願います。

與田教育長 : 概要を御説明させていただきました。分課に伴う整理、それから係の異動に伴う整備をさせていただいたということで、新たな機構で実施をしていくということでございます。  
よろしゅうございますか。

全員 : はい。

與田教育長 : ありがとうございます。  
では、議案第28号、七飯町行政組織機構の見直しに伴う関係規則の整備に関する規則の改正に係る専決処理について、提案のとおり承認となったものとさせていただきます。  
では、続きまして、議案第29号、七飯町行政組織機構の見直しに伴う関係訓令の整備に関する訓令の改正に係る専決処理について、事務局よりお願いいたします。

教育総務課長 : 議案の7ページになります。  
議案第29号七飯町行政組織機構の見直しに伴う関係訓令の整備に関する訓令の改正に係る専決処理について、御説明を申し上げます。  
下記のとおり、七飯町行政組織機構の見直しに伴う関係訓令の整備に関する訓令の改正を教育委員会の職務権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則第2条第2項の規定により専決処理いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。  
それでは、議案関係資料、資料の2、付箋のついているところになりますけれども、改正の概要を御覧願います。

1の改正理由でございます。

七飯町行政組織機構の見直しに伴い、部長職及び次長職の廃止、課・係の新設等、教育委員会部局に関する関係訓令について内容の一部を改正する必要があることから、下記の訓令について一部改正を行うものでございます。

2の改正内容でございます。

改正する訓令といたしまして、

- (1) 七飯町教育委員会表彰規程。
- (2) 七飯町教育委員会事務決裁規程。
- (3) 七飯町教育委員会事務処理規程。
- (4) 七飯町教育委員会公印規程。
- (5) 七飯町教育委員会後援等名義使用承認規程。
- (6) 七飯町教育委員会点検評価有識者会議設置要綱。
- (7) 七飯町教育支援委員会専門委員会設置要綱。
- (8) 七飯町学校事務連携会議設置要綱の8訓令でございます。

先ほど御説明いたしました関係規則と同様に、機構改革に伴う関係訓令の一部改正でございます。また、これらの規程の整備に併せて、所要の文言の整理を行うものでございます。

3、施行期日でございます。

この訓令は、令和4年7月1日から施行するものでございます。

次のページからは、改正後の訓令、新旧対照表をそれぞれ添付してごさいますので、御一読をお願いします。

以上で、説明を終了させていただきます。

與田教育長 : ただいま提案説明をさせていただきました。これについても先ほどと同様の

内容でございます。  
よろしゅうございますね。

全員：はい。

與田教育長：ありがとうございます。

議案第29号、七飯町行政組織機構の見直しに伴う関係訓令の整備に関する訓令の改正に係る専決処理について、提案のとおり承認となったものとさせていただきます。

続きまして、議案第30号、七飯町学校給食センター運営委員会委員の委嘱に係る専決処理について、事務局よりお願いいたします。

学校給食センター長：それでは、議案第30号、七飯町学校給食センター運営委員会委員の委嘱に係る専決処理について、提案説明を申し上げます。

ページ数は13ページになります。

七飯町学校給食センター条例第6条第4項の規定により、下記の者を七飯町学校給食センター運営委員会委員として委嘱するため、教育委員会の職務権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則第2条第2項の規定により専決処理したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

今回委嘱した委員は、学校長4名、町P連各学校の会長4名の8名でございます。表にはそれぞれの所属、氏名、住所を記載しておりますので、御参照願います。また、備考欄に番号を記載しておりますが、この番号は表の下の委嘱期間の番号となっており、委嘱期間は2年間となっております。

なお、委員の総数は全員で14名ですが、今回は教職員の人事異動やPTA会長の交代及び任期の更新により変更となった8名の委嘱となっております。提案説明は以上でございます。御承認くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

與田教育長：ただいま説明を申し上げました、運営委員の委嘱に関する事項でございます。特段、質疑等はないということで、よろしゅうございますか。

全員：はい。

與田教育長：ありがとうございます。

では、議案第30号、七飯町学校給食センター運営委員会委員の委嘱に係る専決処理について、提案のとおり承認賜ったものとさせていただきます。

では、以上をもちまして、令和4年第7回定例七飯町教育委員会議で用意した議案全て御承認賜りましたことをもって、閉会とさせていただきます。

ありがとうございました。